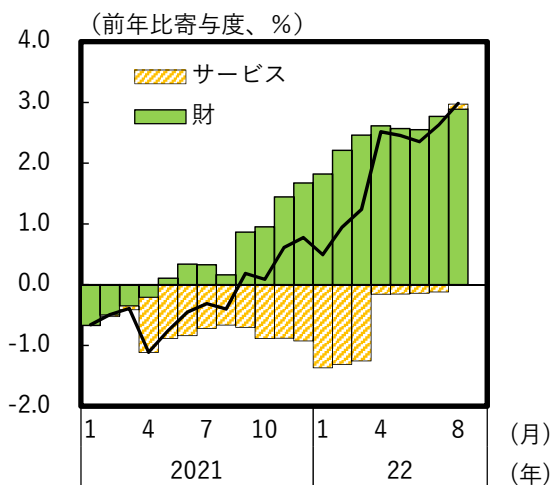


消費者物価におけるサービス価格の動向

1. 我が国の8月の消費者物価(以下「CPI」という。)は、総合(固定基準)で前年同月比3.0%、生鮮食品を除く総合(コア)で同2.8%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合(コアコア)は1.6%と、前年を大きく上回る水準が続いている。この物価上昇の要因は、原材料価格の高騰等を背景とした食料品やエネルギーなどの財が中心であり、対するサービスの寄与は小さい状況が続いている(図1)。企業の価格転嫁の動向調査(帝国データバンク、9月)の結果をみても、業種にもよるが、サービス業では製造業と比較すると、価格転嫁が進んでいない状況(図2)である。
2. CPIにおけるサービスには、Go to トラベルや携帯通信料の引き下げによる影響(以下、「特殊要因」という。)が含まれていることから、特殊要因を除くサービスの業種別寄与度を確認すると、外食や家事関連サービス等は緩やかに上昇しているものの、それ以外のサービスに関しては、上昇していない(図3)。
3. 産業連関表における業種別の投入構造を確認すると、サービス業のうち、外食や自動車整備等の家事関連サービスなどは、財の割合が高いことから、今般の原材料等の高騰によるコストプッシュ型の価格上昇であることが分かる。一方、それ以外のサービスは、外食や家事関連サービスと比較すると、財の割合が低く、人件費(賃金)等が多くを占めており(図4)、現状では、人件費(賃金)によるコストプッシュは起きていないとみられる。
4. 人件費(賃金)とサービス関連の価格との関係を見るために、サービス業における賃金とサービス関連のCPIの時差相関¹を確認すると、2011年からコロナ禍前の2019年では、賃金上昇が価格上昇に対して先行する傾向がみられた(図5)。この期間においては、人手不足(図6)を背景とした各企業の人件費(賃金)の上昇(図7)がサービス関連の価格上昇に寄与していたと考えられる。他方、その他の期間においては、逆に、価格上昇が賃金上昇に対して先行しており、特に、2020年以降は、価格上昇と1-2四半期後の賃金上昇の相関が高くなっている(図5)。
5. また、非製造業の需給判断DIとサービス関連のCPIとの関係(図8)をみると、90年代後半以降、需給に対するCPIの反応は鈍くなっているものの、需給の変動は半年程度遅れてサービス関連のCPIに反映される傾向が確認された。そのため、全国旅行支援事業やインバウンドの再開等の政策がサービス関連需要を喚起することで今後の需給が改善すれば、サービス関連の価格が押し上げられ、賃金も上昇することが期待される。

¹ サービス業の賃金は非製造業から「建設業」を除く。CPIはサービスから携帯通信料等を除く。

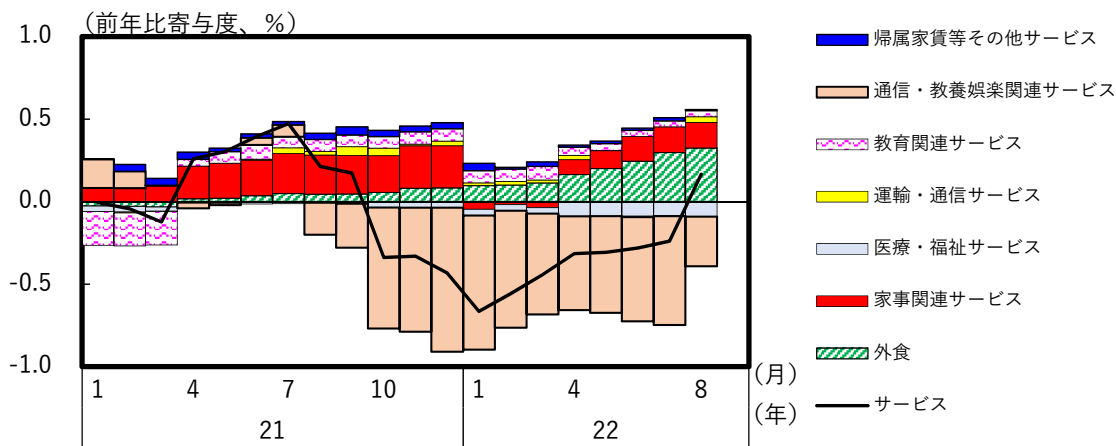
(図1) CPI上昇率の財・サービス別寄与度分解



(図2) 企業の価格転嫁の動向調査(9月)

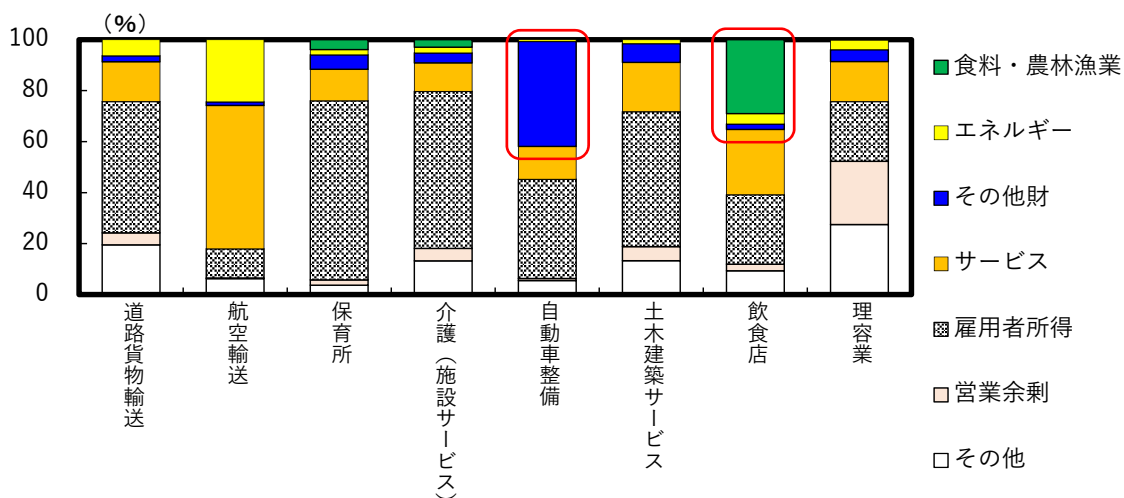
| 業種 | 多少なりとも 価格転嫁 できている (%) | 価格転嫁率 (%) |
|--------|--------------------------------|--------------|
| 農・林・水産 | 44.4 | 14.0 |
| 金融 | 0.0 | 0.0 |
| 建設 | 71.7 | 34.4 |
| 不動産 | 29.4 | 20.3 |
| 製造 | 84.3 | 39.2 |
| 卸売 | 85.0 | 51.9 |
| 小売 | 76.7 | 41.6 |
| 運輸・倉庫 | 69.9 | 17.7 |
| サービス | 44.7 | 21.3 |
| その他 | 20.0 | 3.3 |

(図3) CPI サービス上昇率の寄与度分解

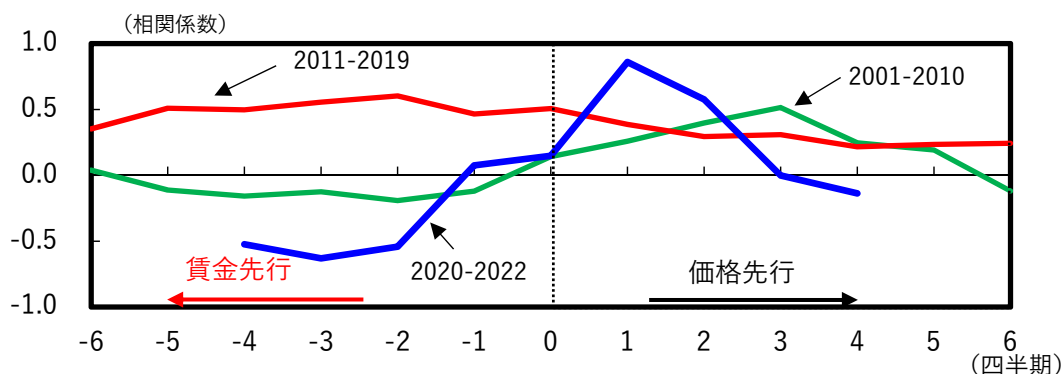


(備考) 政策等による特殊要因除く

(図4) サービス業の投入構造(2015)

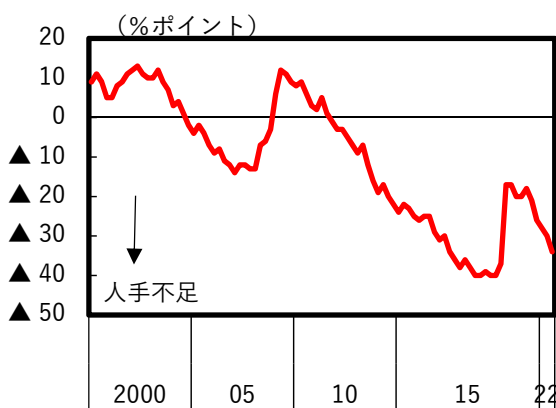


(図5) サービス関連のCPI上昇率と賃金上昇率の時差相関

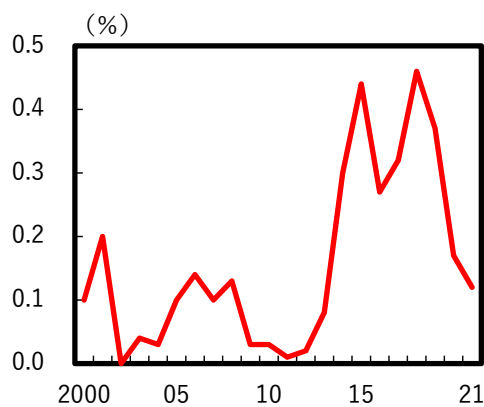


(備考) 2022年は第二四半期までの系列により算出。

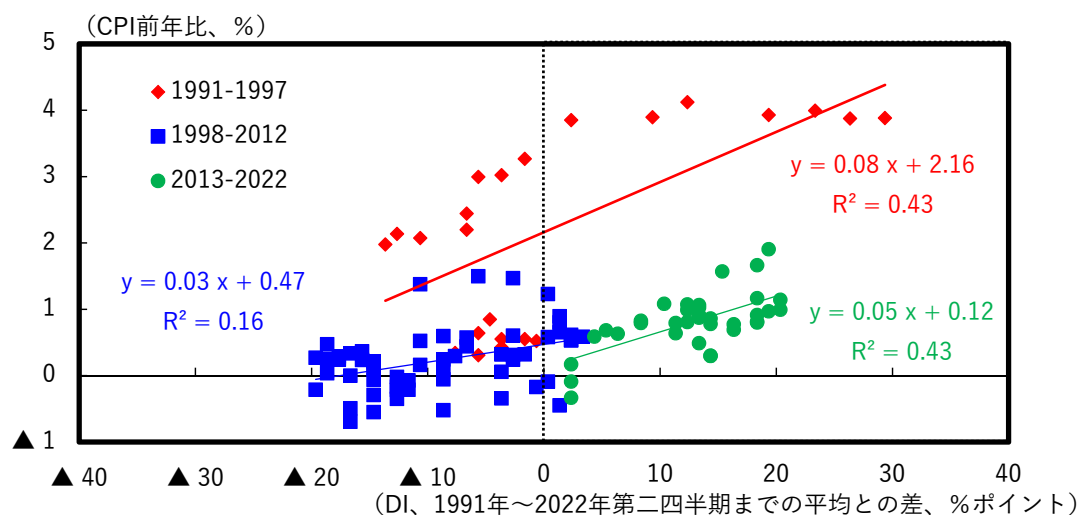
(図6) 非製造業の雇用判断DIの推移



(図7) 企業のベースアップ率の推移



(図8) サービス関連のCPI上昇率と需給判断DI(2四半期前)の相関



(備考) 総務省「消費者物価」「産業連関表」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」「労働力調査」、帝国データバンク「企業の価格転嫁の動向アンケート調査(9月)」、経団連「昇給、ベースアップ実施状況調査」により作成。

担当：内閣府 政策統括官(経済財政分析担当) 付参事官(総括担当) 付
北里 薫平(直通 03-6257-1566)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。